8　ジョージア政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びジョージアの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ジョージア政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をジョージア政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生の時に必要な国内手続を完了した旨のジョージア政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

○厚生労働省告示第二百三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準（平成十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第４の１の表中「

パラアミノ安息香酸及びそのエステル	合計量として4.0

」を

「

トリスビフェニルトリアジン	10.0
パラアミノ安息香酸及びそのエステル	合計量として4.0

」に改める。

○厚生労働省告示第二百四十号

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四十八条の規定に基づき、及び同法を実施するため、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第百四十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第五の五を第五の七とし、第五の四の次に次の二項を加える。

五　再就職支援を行う職業紹介事業者に関する事項

㈠　事業主の依頼に応じて、その雇用する労働者に対し再就職支援を行う職業紹介事業者（以下「再就職支援事業者」という。）が、直接当該労働者の権利を違法に侵害し、又は当該事業主による当該労働者の権利の違法な侵害を助長し、若しくは誘発する次に掲げる行為を行うことは許されないこと。

イ　当該労働者に対して、退職の強要（勧奨を受ける者の自由な意思決定を妨げる退職の勧奨であって、民事訴訟において違法とされるものをいう。以下同じ。）となり得る行為を直接行うこと。

ロ　退職の強要を助長し、又は誘発するマニュアル等を作成し事業主に提供する等、退職の強要を助長し、又は誘発する物又は役務を事業主に提供すること。

㈡　再就職支援事業者が次に掲げる行為を行うことは不適切であること。

イ　当該労働者に対して、退職の勧奨（退職の強要を除く。）を直接行うこと。

ロ　事業主に対して、その雇用する労働者に退職の勧奨を行うよう積極的に提案すること。

六　助成金の支給に関する条件に同意した職業紹介事業者に関する事項

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百二条の五第二項第一号イ(4)、第百十条第二項第一号イ及び第七項第一号イ、第百十条の三第一項第一号、第百十二条第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号イ(3)、第百十八条の三第二項第一号イ、第四項第一号イ及び第九項第一号並びに附則第十五条の五第二項第一号イ及び第十七条の四の四第一項第一号の規定に基づき助成金の支給に関し職業安定局長が定めることとされている条件に同意した職業紹介事業者は、当該同意した条件を遵守すること。

○農林水産省告示第千二百四十九号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月一日

農林水産大臣　森山　裕

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
新潟県新潟市 長岡市 福井県越前市 三重県津市 松阪市 鈴鹿市 名張市 鳥羽市 伊賀市 東員町 朝日町 大台町 度会町 大紀町 南伊勢町	平成二十八年六月一日
岡山県岡山市 総社市 高梁市	
長野県飯田市 長崎県諫早市	平成二十八年九月一日
神奈川県横浜市	平成二十八年十一月一日

○農林水産省告示第千二百五十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定に基づき、同項に規定する指定市町村を次のとおり指定したので、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第十三条の三第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月一日

農林水産大臣　森山　裕

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
新潟県新潟市 長岡市 福井県越前市 岡山県岡山市 高梁市	平成二十八年六月一日
長野県飯田市 長崎県諫早市	平成二十八年九月一日